

処 分 基 準

平成27年 6 月 1 日作成

法 令 名	道路交通法
根 拠 条 例	第75条の2の2第2項
処 分 の 概 要	自動車使用者からの報告徴収等
原 権 者	公安委員会
法 令 の 定 め	公安委員会は、速度、駐車若しくは積載又は運転者の心身の状態に関しての自動車の適正な使用の推進を図るため必要があると認めるときは、自動車の使用者に対し、必要な報告又は資料の提出を求めることができる。
処 分 基 準	
問 合 せ 先	警察本部交通部交通指導課取締指導係、駐車管理係（048-832-0110）
備 考	